

消防の動き



2009
7
No.460

- 平成21年度消防庁補正予算の概要
- 震度に関する検討会報告書の概要
- 災害時における消防と医療の連携に関する検討会報告書の概要
- 地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会「平成20年度報告書」の概要
- 小規模施設に対応した防火対策に関する検討会報告書(中間報告)の概要



FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



消防団員募集

消防団ホームページ www.fdma.go.jp/syobodan/



安めぐみ



消防団員は わたしたちの 身近なHERO

わたしの町をわたしが守る……。
全国で、今日も地域の安全を消防団員が守っています。

消防団は、まだまだ多くの
HEROを必要としています

消防団員募集の手続き等については、各市町村等で定められていますので、居住地(あるいは勤務地)の市役所・町村役場、または最寄の消防署にお問い合わせください。

FDMA 総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



財団法人 消防科学総合センター



消防団協力事業所表示制度

宝くじの収益金は、身近な街づくりに役立っています。

消防団員入団促進啓発広報用ポスター

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

消防法改正の施行に向けて



消防庁審議官 石井 信芳

出勤時に横断歩道で信号待ちをしていると、サイレンの音が近づいてくる。ほどなく救急車が姿を現し、走り抜けて行った。私の傍らに立っていた女子高生と覚しき二人連れが「ここんところ、よく救急車見かけるよね」「ほんとだね」と会話を交わしている。

数日後、朝刊を読んでいて、「大人になったらなりたいもの」という記事に目がとまる。ある生命保険会社が小学生以下を対象に行ったアンケートの集計結果だ。「消防士・救急隊」が男子の7位と、トップテンにランク・インしている。

いずれも、私の日常の中でたまたま見聞いた出来事ですが、消防の仕事が、若い世代にも身近なものに感じられていることを示していると思います。住民の皆さんからの関心や信頼は、消防の活動を支える大切な財産です。このことは、読者の皆さんも日々の仕事の中で、肌で感じておられることでしょう。私たちは、この財産を先輩の方々から受け継ぎました。そして私たちは、これをより確固たるものにして、後に続く方々に引き継がなければならないと思います。

そのために必要なこと、まさに今、消防の仕事に携わっている私たちが「やるべきこと」は、何でしょうか。この問いかけには、これもそうだ、あれもそうだと、幾つもの答が返ってくると思いますが、紙幅の制約がありますので、ここでは一つだけ述べることにします。

それは、救急をめぐる当面の課題への取組です。

「救急医療に携わる医師や施設・設備を十分に確保するという、国として中・長期的に取り組むべき課題はあるが、当面の課題としては、今ある医療体制の下においても、受入医療機関の選定困難事案の発生をなくしていくことが重要である。」——— これは、去る2月の消防審議会の答申の一節ですが、中・長期的な課題への取組と並行して、「今、やれること」「今、やるべきこと」に力を注いでいくことの重要性を指摘しています。

これを受けて4月に消防法が改正されたことは、読者の皆さんも既にご存知のとおりです。この改正のポイントは、大きく二つです。第一に、日頃から消防と医療の間で、いわゆる「顔の見える関係」を築いておくこと、そして第二に、あらかじめ消防と医療の間で、救急患者の搬送と受入れに関するルールを協議して合意しておくことです。この二つを各都道府県で実行していただくための仕組みが、消防法の中に用意されました。

また、今回の改正では、消防法第1条の目的規定が60年ぶりに改正され、救急業務に関する記述が加えられました。救急業務の重要性の高まりが、法律にも反映されたわけです。

あとは、実行あるのみです。消防庁では、厚生労働省と連携して各都道府県での取組を支援していくことにしています。まさに今、消防の仕事に携わっている私たちが「やるべきこと」に、皆で力を合わせて取り組んでいこうではありませんか。



平成21年度消防庁補正予算の概要

総務課

1 平成21年度第1次補正予算

平成21年度第1次補正予算は4月27日の臨時閣議で閣議決定され、5月29日に成立しました。

今回の補正予算では、更なる経済状況の悪化を踏まえ、4月10日に「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において決定された「経済危機対策」を実施する経費等として、一般会計歳出の追加額で14兆7,756億円、修正減少額で8,500億円、合計13兆9,256億円を計上しております。なお、追加額における消防庁関係予算は、以下のとおりです。

2 消防庁第1次補正予算の概要

「経済危機対策」の一環として、国民の生命・財産を守るために緊急かつ優先的に推進すべき事業について、521億円を計上しています。

○消防庁が実施する事業 521億円

(1) 消防防災情報通信体制の強化 (291億円)

① 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の全国一斉整備 (103億円)

・緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル情報等、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を国民に瞬時に伝達するため、10/10交付金を活用し、全額国費によりJ-A L E R Tを全市区町村一斉に整備します。

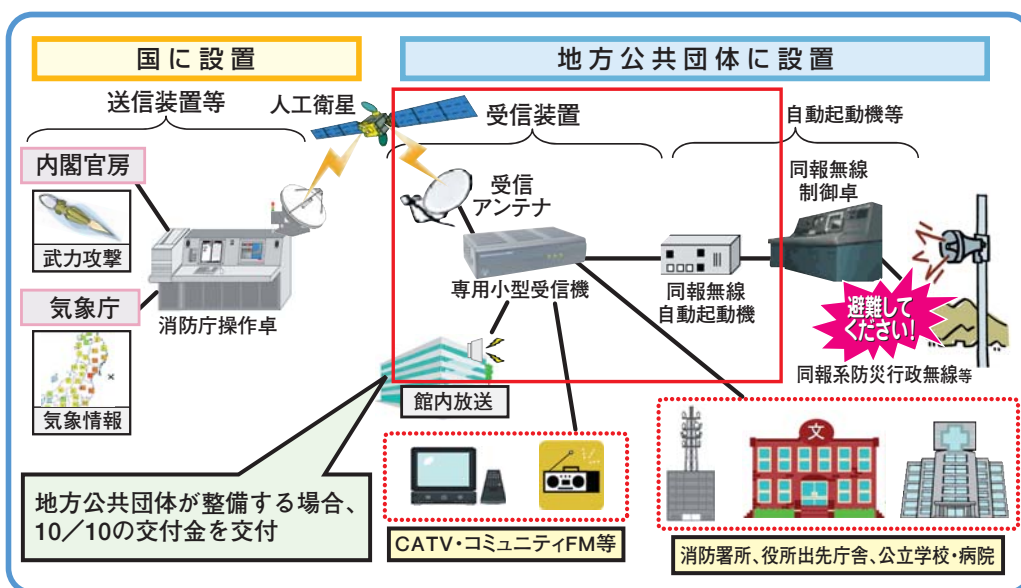
② 震度情報ネットワークシステムの全国一斉整備 (120億円)

・震度情報を速やかに把握し、地震災害の被害想定に基づき迅速な初動対応を行うため、都道府県の設置した震度計について、全額国費により精度の向上を図り、震度情報ネットワークシステムを全国一斉に整備します。

③ 消防救急デジタル無線の整備等 (52億円)

・消防本部と消防・救急隊を結ぶ消防救急無線を円滑にデジタル化するため、おおむね5消防本部を抽出し、全

額国費で実験的にデジタル無線を整備し、技術面・運営面の課題を検証し、モデルケースを示します。
 ・市町村役場と住民を結ぶ防災行政無線（同報系）及び市町村役場と現場を結ぶ防災行政無線（移動系）を同時に円滑にデジタル化するため、おおむね3市町村を抽出し、全額国費で実験的にデジタル無線を整備し、2つの



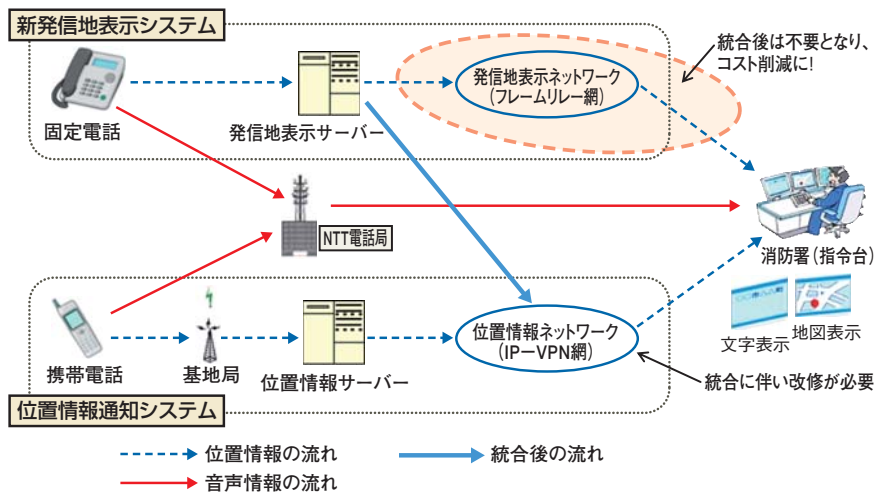
全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の仕組み



無線システムの同時整備を行う上での技術面・運用面の課題を検証し、モデルケースを示します。

④ 位置情報システムの整備 (16億円)

・消防本部において、固定電話からの通報者の位置情報を把握するシステムと、携帯電話からの通報者の位置情報を把握するシステムを円滑に統合するため、おおむね75消防本部を抽出し、全額国費で実験的に統合システムを整備し、技術面・運用面の課題を検証し、モデルケースを示します。



位置情報通知システムの整備の概要

(2) 救急体制の充実強化 (29億円)

① 高規格救急車の整備 (14億円)

・緊急消防援助隊の救急部隊の充実強化を図るため、緊急消防援助隊設備整備費補助金により国費1/2を補助し、救急部隊の増強に伴い必要となる100台程度の高規格救急車を前倒して整備します。



※小型動力ポンプを積載した消防団用車両をベースとし、消火用資機材だけではなく、救助救出に必要な資機材も搭載



消防団救助資機材搭載型車両

② 救急隊員の教育・訓練資機材の配備 (15億円)

・救急救命士の技術向上を図るため、全額国費により様々な訓練に対応可能な高度シミュレーターと新たに救命救急処置として追加されたエピペン(訓練キット含む)を調達し、全国の消防本部に一斉に配備します。

るため、全額国費により消火機材や救助資機材を搭載した車両及び救助資機材を調達し、消防団に配備します。

(3) 防火安全の推進・消防団の充実強化 (80億円)

① 防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備等 (50億円)

・火災危険性の高い社会福祉施設、簡易宿泊所等において、火災を早期に覚知し、通報・初期消火・避難誘導等を適切に行うことができるよう、全額国費により住宅用火災警報器を各地方公共団体に配備し、全施設に設置します。

(4) 緊急消防援助隊の装備の充実強化 (102億円)

・テロ災害や大規模地震など、国内で起こる様々な大規模特殊災害に備えるため、全額国費により車両、資機材、ヘリコプター等を調達し、全国の未配備地区等に配備します。

② 消防団救助資機材搭載型車両の配備等 (30億円)

・地域防災力の中核となる消防団の救助技術向上を図

(5) 消防教育訓練施設の充実等 (19億円)

・消防職団員の教育訓練の充実を図るため、消防大学の教育訓練施設等の改修や公共ブロードバンドシステムの早期導入に向けて機器の試作や実証実験等を実施します。



臨時交付金活用事業 600億円

3 (地域活性化・経済危機対策 臨時交付金の内数)

内閣府の地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金を活用し、国費により地方公共団体の自主的な事業への取組を支援・促進します。

都道府県、市町村におかれては前記の交付金を活用して、これまで十分に進捗していなかった消防防災分野の事業に、積極的に取り組まれるようお願いいたします。

◇臨時交付金活用事業(例)

① 高齢者等を火災から守る住宅用火災警報器、スプリンクラー設備の設置促進

・地方公共団体が実施する、高齢者や自力避難困難者が居住する住宅等への住宅用火災警報器、スプリンクラー設備の設置を支援・促進します。

② 防災拠点となる公共施設の耐震化促進

・地方公共団体が実施する、地震による倒壊の危険性が高い防災拠点となる自治体庁舎や消防庁舎等の耐震改修を支援・促進します。

③ 市町村防災行政無線の整備促進

・地方公共団体が実施する、市町村と住民を結ぶ防災行政無線(同報系)の早期デジタル化を支援・促進し



住宅用火災警報器



スプリンクラー設備



消防防災ヘリコプター



特殊災害対応自動車
(核物質・生物剤・化学剤に起因するNBC災害に対応可能な車両)



支援車 I 型
(長期活動支援のためのシャワー・トイレ・厨房施設等を備えた車両)



災害現場
緊急消防援助隊の充実強化



従来型救急車(2B救急車)



高規格救急車

救急車の高規格化の促進

④ 救急車の高規格化の促進

・地方公共団体が実施する、従来型救急車(2B救急車)から、救急救命士が実施する高度な救急救命処置に対応する高規格救急車への切替を支援・促進します。

⑤ 防災教育資機材の整備促進

・地方公共団体が実施する、各種訓練用資機材及び被災者の生活支援に要する備蓄物資・防災資機材等の整備を支援・促進します。

⑥ 消防車両等の整備促進

・地方公共団体が実施する、消防本部及び消防団の消防車両・資機材等の整備を支援・促進します。

⑦ 実践的な消防救助訓練施設等の整備促進

・地方公共団体が実施する、倒壊建物訓練施設等の消防学校等への整備を支援・促進します。

震度に関する検討会報告書の概要

防災課

1. 背景

震度情報は、地震災害が発生した際の被害想定や迅速かつ適切な初動体制確立のために、非常に重要な情報です。また、震度情報は、防災関係機関で利用されるだけでなく、報道機関等を通じて一般社会に広く発信され、身近な情報として広く社会に浸透しています。

現在、震度計は全国で約4,200箇所を設置されており、うち地方公共団体が設置しているのは約2,800箇所となっています。これら地方公共団体が設置している震度計は、設置から10年以上が経過し、更新の時期を迎えるなど、その具体的な配置基準が課題となってきました。

また、適切な震度観測のためには震度計をどの場所にどのように設置するかも重要な課題です。震度計は地表の揺れの強さを測定するものであり、計測部に地表面の揺れが適切に伝わるように設置される必要があります。

さらに、震度は、その地域の揺れを代表することが望ましく、局所的に特殊な揺れとなるような場所への設置は避ける必要があります。

このような震度計の設置に関する課題を背景に、消防庁では、気象庁と共同で、学識経験者及び行政委員より成る「震度に関する検討会」（座長：翠川三郎・東京工業大学大学院教授）を平成20年12月から平成21年3月にかけて開催し、「地方公共団体が設置する震度計の具体的な配置基準」をはじめ、震度計の設置環境基準などについて検討を行いました。

今般、「震度に関する検討会」報告書が取りまとめら

れましたので、「地方公共団体が設置する震度計の具体的な配置基準」を中心に、その概要について紹介します。

2. 地方公共団体が設置する震度計の具体的な配置基準

地方公共団体が設置する震度計は、「1市区町村1観測点」を原則として整備されているものですが、今回の検討会では、平成の大合併など最近の社会情勢などを踏まえた、震度計の配置に関する具体的な基準を示すこととしました。具体的な配置基準の考え方は、次のとおりです。

地方公共団体が設置する震度計は、以下の基準に沿って配置することが求められる。

1 震度観測点は、平成の大合併前の市区町村ごとに、少なくとも1箇所は整備。

- (1) ここでの合併前の市区町村とは、平成の大合併前（平成11年3月31日現在）の市区町村数（3,232）である。
- (2) 震度計による計測震度は大震災時における迅速な初動体制の確立に必要な基本情報であり、平成の大合併前の市区町村には一定の集落集積があると考えられること、また、（平成の）市町村合併の推進の基本的考え（「市町村の合併の推進についての指針」平成11年8月6日自治省）には、「（市町

村合併は)住民サービスの維持・向上が期待される」と謳われていることから、住民の生命を守るという行政の最も重要かつ基本的サービスを維持するために、旧市区町村単位で震度計を設置することが必要である。

- (3) また、平成16年の新潟県中越地震や平成20年6月の岩手・宮城内陸地震に見られた孤立集落への初動対応を適切に行うためにも、合併前の市区町村単位で震度計を設置することが必要である。
- (4) 平成19年3月の能登半島地震及び7月の新潟県中越沖地震において、震度計が合併後の市町村に1基であったとした場合の震度の把握状況を試算したところ、次のような影響が出る事が判明した。

①初動体制の遅れ

両地震で震度6強以上を記録した9市町村が、合併後の市区町村数レベルの観測点では4市町村に減少^(※1)することから、現状に比べて震度の把握に粗さがみられると言え、初動対応、県内応援体制の構築並びに県外及び国への応援要請に大きな影響(時間的な遅れ)が出る事が想定される。

②緊急消防援助隊の部隊運用の混乱

大規模地震発生時に全国から参集する緊急消防援助隊は、被災都道府県に到着後、限られた部隊数の運用のため、市区町村ごとの適切な震度情報の把握等を前提に、必要に応じて活動場所を変更するなどの柔軟な部隊運用を行う必要があるが、市町村の本庁舎(本所)のない旧市町村にあっては、被害状況の把握に時間がかかり、運用面での混乱等も懸念される。

(※1)

旧市区町村単位での計測の場合、平成19年度能

登半島地震では七尾市、輪島市、穴水町、旧鳳至町、旧門前町の5市町、平成19年新潟県中越沖地震では長岡市、柏崎市、刈羽村、旧西山町の4市町村の計9市町村において、震度6強以上を観測したこととなる。

一方、合併後の観測点では、能登半島地震と中越沖地震の両方をあわせても、震度6強以上を観測するのは、輪島市、穴水町、柏崎市、刈羽村の4市町村だけとなる。

2 東京23区および政令指定都市については、区ごとに最低1箇所は震度計を設置。

東京23区および政令指定都市においては、人口が集中しているとともに国や地方公共団体の施設や企業が多く集積している。地震時に被害が発生した場合の人的被害および社会的または経済的被害は甚大となることが予想される。東京23区および政令指定都市における災害対策は重要であり、迅速および的確な初動体制をとるには区単位の震度情報も強く求められる。

3 震度計の設置場所については、基本的には、発災時に被害が大きくなる可能性の高い、人口集中地区を中心に設置するとともに、併せて、設置環境についても、設置地域の代表的な震度が適切に測られるよう十分配慮。

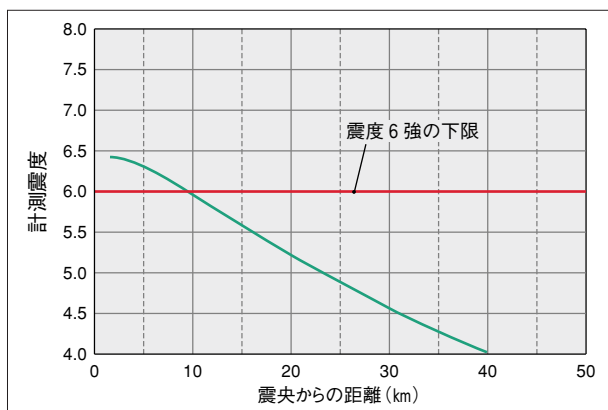
人口集中地区とは、例えば、人口密度4,000人/km²以上の人口集中地区(D I D地区)などが挙げられる。

設置環境については、本報告書の震度計設置環境についての検討内容を踏まえるとともに、周辺の地形や地盤等も十分考慮する必要がある。

4 一市区町村内に人口集中地区または新たに大規模な開発地域がある場合には、一つの震度計から10km以上離れている地域にも震度計を設置。

平成7年の兵庫県南部地震以降において、震度6強以上を観測した地震は6地震あり、いずれも地殻内地震である。この中で、最も地震の規模が小さな地震は、宮城県北部の地震(M6.4、震源深さ約12km)であった。

地殻内地震において震度6強を捉えるために、最も地震規模の小さい宮城県北部の地震程度の規模の地震が大きな被害をもたらす地震の下限と想定し、司・翠川(1999)^(※2)による距離減衰式とMidorikawa et al. (1994)^(※3)による表層地盤の増幅度をもとに計測震度を算出し、計測震度と震央からの距離の関係を求めると、震央距離が10km程度が震度6強の下限となる。



※2 司宏俊・翠川三郎(1999): 断層タイプ及び地盤条件を考慮した最大加速度・最大速度の距離減衰式, 日本建築学会構造系論文報告集, [523] 63-70

※3 MIDORIKAWA, S. MATSUOKA, M. and SAKUGAWA, K. (1994): Site Effects on Strong Motion Records Observed during the 1987 Chiba-ken-toho-oki, Japan Earthquake, Proc. Ninth Japan Earthquake Engineering Symposium, 3, 85-90.

注) 震度計の配置基準に関する基本的な考え方は、前記1～4のとおりとするが、地方公共団体が設置した震度計が気象庁もしくは防災科学技術研究

所が設置している震度計と近接している場合には、地方公共団体が設置した震度計を整理し、気象庁もしくは防災科学技術研究所が設置している震度計を用いても良いこととする。この場合、市区町村並びに県にも気象庁もしくは防災科学技術研究所による震度計の震度情報が直接入手できるようにしておくことが必要である。

3. 震度計の設置環境基準

望ましい震度計の設置場所や設置の仕方等は、気象庁の「震度計設置環境評価指針」により示されていましたが、局所的に特殊な揺れとなるような場所、地盤を避けること等を基本として、崖等の段差のある場所に設置する場合の取扱いなどについて見直しを行うとともに、設置環境について改善すべき点が明確になるよう、チェック項目をリストアップした点検表の案を作成しました。

4. 「気象庁震度階級関連解説表」の見直し

今回の検討会では、計測震度と被害等との関係について調査を行うとともに、「震度階級関連解説表」の見直しを行いました。

計測震度と被害等との関係については、罹災証明による全壊率と計測震度の相関や、罹災証明による全壊率は負傷者との相関は比較的良いことなどから、計測震度を防災の初動対応として用いることに大きな問題はないことが確認されました。

また、「震度階級関連解説表」の見直しについては、表現についてより分かりやすくするとともに、人の体感等に加え、社会的関心の高いライフライン・インフラ等、超高層ビル等の大規模構造物への影響について記載することとしました。

消防庁では、検討結果を踏まえ、震度情報ネットワークがよりよい姿で維持・更新されるよう、地方公共団体を支援することとしています。

災害時における消防と医療の連携に関する検討会 報告書の概要

救急企画室

1. はじめに

近年発生している新潟県中越地震、岩手・宮城内陸地震、JR西日本福知山線列車事故等に代表される大規模災害への対応は、単独消防本部の消防力、組織力をはるかに超えている状態です。大規模災害では、緊急消防援助隊、各都道府県応援隊が被災地に派遣され、現地消防機関の指揮の下で救急救助活動を実施しています。

一方、医療機関においてもDMAT*に代表される医療チームが災害現場に派遣され救命救急活動を実施しています。

このような救急救助の現場においては、消防機関と医

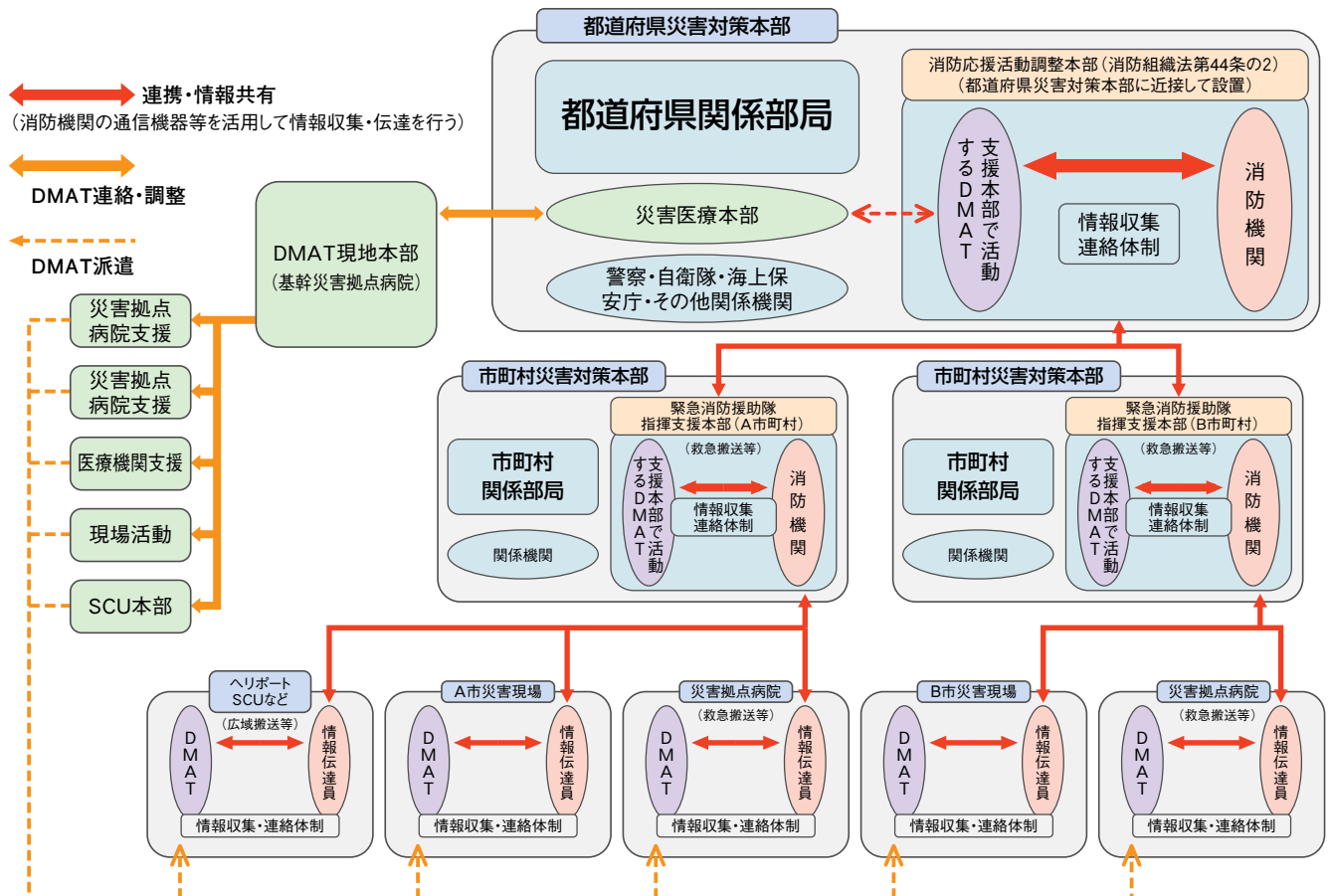
療機関が連携を密にし、有機的な現場活動が必要であることから、消防庁では平成18年度以降連携方策について検討を重ね、今般、災害時における消防と医療の連携についての提言を行いました。

※DMAT = (Disaster Medical Assistance Team) 厚生労働省が関与する特別な講習(実技含む)を受けた災害派遣医療チームをいう。医師、看護師、事務員(ロジスティックス)等の5名で編成される。

2. 災害時における消防と医療の連携について提言

(1) 災害対策本部等における連携体制 (下図参照)

連携・情報共有体制の確保イメージ(案)



国レベルでは総務省消防庁と厚生労働省は相互の連携体制を緊密に図り、情報共有体制の確立等を図る。

被災地においては、必要に応じ、消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)及び緊急消防援助隊指揮支援本部(以下「支援本部」という。)において、消防機関とDMATの連携体制を確立する。

(2) 調整本部・支援本部における活動方針

消防機関とDMATが連携する現場活動及び傷病者の搬送は調整本部及び支援本部において方針を決定する。

(3) 被災地内における救急救命士へ特定行為に関する指示等

救急救命士が行う特定行為に対する指示やトリアージの方法に関し、調整本部において消防機関・地元医療機関・DMATが連携し指示体制等の方針を調整する。

(4) 被災地(災害現場)へ出動

DMATが被災地へ出動し、消防機関と連携して活動を行うためのシステムを事前に構築する。

緊急消防援助隊とともに出動した調整本部及び支援本部で活動するDMAT医師は、原則として消防機関と一体になって活動する。

(5) 安全管理

被災地(災害現場)へ出動から現場活動を含め、消防機関と連携した活動については消防機関の指揮下において行うものとし、事前に取り決めを行う。

調整本部のDMAT等を含めた全体の安全管理は主として消防機関が行う。

(6) 情報共有体制の確保

消防機関とDMATが活動を円滑に行うため、消防機関の情報連絡体制を有効に活用するなど、情報を共有して活動を行う。

(7) 平素からの連携体制の構築

消防機関とDMATが大規模災害発生時に災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施するためには、平素から災害現場や災害活動に関する連携体制を構築する。

3. 災害時に救急救命士に求められる救急救命処置のあり方

救急救命士が災害時に心肺機能停止状態になる前の傷病者に対する静脈確保や、救急自動車以外の場所において医師の管理下で救急救命処置が行えるよう今後検討を

行う必要がある。

4. プロトコール及び指示体制

現場での救急救助活動が円滑に行われるようにするため、医師からの指示、指導・助言体制、プロトコール及び指示体制は、将来的には複数の消防本部が効果的な救急救助活動を行うために、プロトコールが統一される方向で検討していく必要がある。

5. おわりに

災害時における消防と医療の連携に関する検討会は、消防機関と医療機関が安全かつ円滑な救急救助活動を実現するための提言を行いました。

提言が、都道府県、医療機関及び消防機関の連携体制の構築を進める際の、また、既に連携体制が確立されているところはそれをさらに強化するための参考となることを期待します。

詳しい報告内容は、消防庁のホームページでご覧いただけます。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2104/210420-2houdou/saigaiji_kentoukai.pdf

災害時における消防と医療の連携に関する検討会 構成員

(五十音順・敬称略、平成20年8月開始時)

〔座長〕

重川希志依 富士常葉大学大学院環境防災研究科 教授

〔委員〕

有賀 徹 昭和大学病院副院長 昭和大学医学部 教授

石井 正三 日本医師会常任理事

石原 哲 白髭橋病院 院長

金田 礼市 愛知県防災局 次長

小西 敦 全国市町村国際文化研修所
教務部長兼調査研究部長兼教授

島崎 修次 杏林大学救急医学教室 教授

南波 友栄 新潟市消防局 次長

野口 英一 東京消防庁救急部 部長

村上 正彦 神戸市消防局警防部 部長

山口 芳裕 杏林大学医学部救急医学 主任教授

横田 裕行 日本医科大学救急医学 主任教授

地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会「平成20年度報告書」の概要

国民保護室

消防庁では、平成18年9月から、「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備方策等について検討を進めてきたところです。平成20年度に市町村における総合的な危機管理体制の整備について検討したことを踏まえ、「平成20年度報告書」（以下「報告書」という。）を取りまとめましたので、その概要を紹介します。なお、報告書の全文は、消防庁のホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）に掲載していますので、ご参照ください。

1. 報告書の構成

報告書は、市町村が危機に的確に対応するための方策として、全体を危機発生時における対応のあり方と、平時における対応のあり方とで構成しています。平時における対応のあり方については、さらに①市町村内部における対応、②関係機関との連携、③地域住民との連携、とに分けて記述しています。文中には、調査の結果をもとに、全国の市町村で実施されている事例をコラム形式で紹介しています。

また、冒頭に、実際に危機が発生した際に、市町村において対応事項の確認のために使用できるよう「危機対応チェックポイント」を掲載しています。

2. 市町村における危機管理の考え方

検討会では、平成19年度に都道府県の総合的な危機管理体制の整備について取りまとめましたが、平成20年度に市町村の総合的な危機管理体制の整備について検討するにあたっては、①避難誘導など直接住民に関わる役割が求められる、②都道府県等関係機関との連携の中で対応する必要がある、③消防機関という実動部門が存在する、といった点で都道府県とは異なる観点が必要であるとの認識のもと議論を行いました。

3. 危機発生時における対応のあり方

危機発生時には時間的余裕はなく、平時と比べ職員の人数的にも余裕がないことが予想されることから、そう

した時間的・人的制約の下で市町村が果たすべき役割を理解し、その役割を果たすために必要な具体的な行動を明確にする必要があります。

報告書では、平時における対応のあり方について、以下のとおり整理しています。

○情報の覚知から体制の確立

市町村には自ら危機発生現場の情報を収集する役割があり、消防職員や一般職員による直接の情報収集が不可欠となります。

○応急対応

避難勧告等については、発令が遅れると被害が拡大するため、対応が間に合う段階で迅速な判断を下すことが重要です。

○関係機関との連携

対策本部に県、警察、ライフライン事業者等の関係機関の連絡要員等が参加することで、それらの機関への情報伝達が円滑に行われます。また、危機発生時には、救援物資の提供や運送、避難所運営の支援等に関して、交通機関、食品・流通事業者等との連携が重要となるので、平時より協力を得られる事業者を確保しておくことが必要となります。

○地域住民との連携

危機発生時には、自宅にいる住民や避難している住民に、広報車や防災行政無線を活用するほか、自治会や報道機関を通じて最新の情報を伝達する必要があります。

○報道機関との関係

報道機関への情報提供に際しては、重要な情報が一元化され、管理された状態で報道機関に提供されることが求められます。

4. 平時における対応のあり方

危機発生時には時間的余裕がないことから、平時より危機発生時の対応を整理しておくことや、危機発生時に緊急体制への移行が円滑に実施できる状態を確保しておくことが求められます。報告書では、市町村内部において、危機の発生に備えるために実施すべき事項を以下のとおり整理しています。

(1) 市町村内部における対応

○危機管理指針、危機管理マニュアル等の作成

危機管理指針とは、危機に的確に対応するために、特定の事案に限定せず、危機事案全般に関して統一的な体制のあり方や、全庁的な対応方針等を示すものを指します。調査結果によると、現時点で、小規模団体においては作成している団体は少ないものの、危機への対応力を高めるためには作成に取り組むことが望ましいと考えられます。

○24時間即応体制の整備

市町村においては、首長部局でも当直を置くことが望ましいといえますが、消防機関が存在するため、消防機関を通じて24時間対応できる機能を確保することが考えられます。

○危機管理担当部局以外の職員の危機管理意識醸成

危機管理担当部局を設置したことによりかえって他の部署では「危機管理は担当部局がやるもの」という意識を持たれている、という声があり、危機管理担当部局以外の職員に対して危機管理意識を醸成するための働きかけを行う必要があります。

(2) 関係機関との連携

○都道府県との連携

危機発生時には、市町村単独では達成できない事柄が多く発生することが予想され、人的・物的資源の不足や、広域的な対応が必要となる事柄については、都道府県と連携して実施する必要があります。

○医療機関、危機対応機関等との連携

医療機関については、保健所等を通して地元医師会などと連携することで、組織的な対応が期待されますが、地震等の災害発生時には、医療機関自身も被害を受けることが予想されるため、医療機関において災害対応マニュアルが作成されていることが望ましく、市町村としてもその作成に協力する必要があります。

(3) 地域住民との連携

○地域コミュニティとの連携

危機に対応するためには、自治会を通して、避難所・避難経路の住民への周知や災害時要援護者の把握などに

市町村における総合的な危機管理体制についての調査結果(抜粋)

※詳細な設問内容等については、報告書をご覧ください

○通常勤務時間外の危機発生時に備えた宿日直体制について

複数選択可

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
首長部局の危機対応可能職員	18%	3%	0%	3%	3%	4%
首長部局の一般職員	18%	3%	5%	15%	29%	46%
消防局・消防本部	82%	64%	65%	36%	16%	8%
民間会社に委託	0%	0%	0%	1%	2%	1%
特段の体制は敷いていない	6%	72%	58%	67%	65%	52%

○危機管理指針の作成状況について

複数選択可

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
危機管理全般を規定する指針を作成	59%	36%	30%	20%	12%	11%
災害対策基本法、国民保護法等で対応できない危機についての指針を作成	41%	15%	26%	6%	3%	3%
現在作成中	0%	13%	2%	5%	1%	1%
作成する予定はある	0%	8%	7%	5%	4%	5%
作成する意向はある	12%	21%	40%	45%	49%	60%
作成する予定も意向もない	0%	15%	12%	23%	31%	21%

努めることや、防災リーダーの育成支援や、研修会の実施などにより、地域防災の主体となることができるよう組織力の育成を図ることが有効となります。

○地域住民とのネットワークの形成

市町村は、地域の災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難するため、危機発生時に誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定める「避難支援プラン」を策定する必要があります。

5. まとめ

危機への対応は、危機管理担当部局に留まるものではなく、全庁的な取組が必要であり、平時から職員全員が高い意識を持って危機に備えることが重要です。また、国や都道府県、医療機関などの関係機関と連携し、全体として対応することが不可欠です。加えて、平時における全庁的な危機管理意識の醸成や危機発生時の適切な対応には、首長がリーダーシップを発揮して取り組むことが極めて重要となります。

市町村においては、こうした危機管理に臨む基本的なスタンスについて改めて認識した上で、本報告書を受けて、自らの総合的な危機管理能力について確認し、長期的な視点からあるべき危機管理体制の実現に取り組んでいただくことを期待しています。

小規模施設に対応した防火対策に関する検討会報告書 (中間報告)の概要

予防課

1. 背景

近年、グループホーム等の小規模な施設において、多数の人的被害を伴う火災が発生、また、こうした小規模な施設では、社会情勢の変化に伴い建物利用の多様化・複合化が進展し、建物の一部を従来想定していない形態で使用する場合も見られるようになってきました。

これらの状況を踏まえ、消防庁では小規模施設に対応した防火対策に関する検討会(座長：室E 益輝・関西学院大学教授)を開催し、調査・検討を行ってきました。

このたび、小規模施設に対応した防火対策に関する検討会報告書(中間報告)を取りまとめましたので、その概要を紹介します。

2. 報告書の概要

小規模施設について、多くの人的被害を伴った重大火災のケーススタディや火災統計の分析等を行うとともに、新たな形態の施設に係る状況把握を行い、潜在危険性が高い状態となっているものについて、安全確保の方策を検討しました。また、並行して、建物利用の多様化・複合化の状況を把握(特に、建物の一部を福祉施設等として使用するものの課題を整理)し、安全性を確保した合理的な取扱いの方法を検討しました。その結果、小規模施設における防火対策のあり方について、主に以下の提言がなされました。

① 共通的事項

(1) 施設関係者における防火安全対策の徹底

最近の重大火災を踏まえた消防法施行令等の改正基準の確実な実施を図り、経過措置が設けられている既存施設でも早期実施を進めることが重要である。また、消防法令の適用対象規模に至らないものを含め、広報啓発や教育・訓練用の素材の提供など、関係者の防火への自主的な取組を支援促進する必要がある。



第1回の検討会の様子

(2) 消防機関における小規模施設の把握と基準適合性の確保

外観上の判別が難しいケアホーム等や、既存建物の転用等への対応として、立入検査の効果的・効率的な運用、関係行政機関との連携等が必要である。

(3) 建物利用の多様化・複合化等の状況に応じた安全確保

建物利用の多様化・複合化、生活様式の変化に伴い、潜在的な火災危険性も変化していくため、こうした状況を把握し、安全確保を図る必要がある。

② 小規模福祉施設等

(1) 夜間における応急体制の確保

夜間に、火災時の初動対応が適切に行われずに被害の拡大を招く事例が散見されるため、避難、通報、初期消火に必要な体制を確保し、その実効性を確保することが重要である。

(2) 煙からの避難安全の確保

煙は人的被害の主な要因となるため、対策として、火災の早期覚知・伝達手段の確保(自動火災報知設備の設置等)、避難経路への煙の流入防止に係る施設管理と訓練の徹底が重要である。

(3) 施設形態に応じた防火安全対策の確保

グループホーム等、小規模多機能型居宅介護事業所、小規模児童施設等の施設形態に応じた対策を講じることが必要である。また、共同住宅の一部をグループホーム等として用いる場合、消防法令上の用途区分が共同住宅((5)項ロ*)から特定複合用途防火対象物((16)項イ*)となり、他の一般住戸を含め防火対策の適用関係が変わるケースがあるが、グループホーム等の円滑な普及に資する観点から、防火安全を確保し、消防法令上の合理的な取扱いをする必要がある。

※消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物の用途区分

3. 今後の予定

今年度も継続開催し、第1回は3月の群馬県渋川市の老人ホーム火災について議論、また、本中間報告を踏まえ、必要な施策を実施することを予定しています。

報告書全文については、下記のURLからご覧いただけますので、ぜひ参考にしてください。

<http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2104/pdf/2104-22-h2102houkoku.pdf>

災害時要援護者の避難支援対策

～地域の絆でお年寄りや障がいを持った方を守る～

防災課

大至急、全体計画の策定を！

災害は時や場所を選びません。次の災害に際し、今度こそ、避けられたはずの犠牲者の数を少しでも減らすことが急務です。

お年寄りや障がいを持った方など(災害時要援護者)の避難支援対策の促進については、平成19年12月18日に内閣府、総務省消防庁、厚生労働省、国土交通省の4府省庁連名により地方公共団体へ通知したところ。この中では、各市町村において、平成21年度までを目途に、避難支援の対象者の範囲、自助・共助・公助の役割分担、要援護者情報の収集・共有の方法、避難準備情報等の発令・伝達、支援体制など、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした「避難支援プランの全体計画」の策定をしていただくようお願いしています。

一般的に、計画策定には半年から1年が必要であると考えられることから、全体計画未策定の市町村におかれは、大至急、策定に着手していただくようお願いいたします。

先進地の取組～愛知県岡崎市～

愛知県岡崎市は、平成20年8月29日未明の豪雨水害で、



岡崎市での避難誘導訓練

床上・床下浸水3,300棟という大きな被害にあいました。この災害では2名の尊い命が失われ、いずれも災害時要援護者にあたる65歳以上の一人暮らし又は高齢者世帯でした。しかし一方では、発災直後から近隣住民らの手による救助活動が行われ、一命をとりとめた方もおられました。

岡崎市では、市の全体計画に基づき配布しました要援護者名簿(対象者約1万2,000名のうち約7,500名登録)を基に、自治会や民生委員が個別計画を作成し、日頃の見守りに役立てています。

豪雨にあった時も、民生委員や町会長の皆さんがこの要援護者名簿を活用して安否確認を行ったとのこと。また、河川の近くにある社会福祉施設が水没する直前に、市で地域支援者に指定されている町会長の皆さんや地元消防団が施設にいた



災害時地域で取り組む助け合い
～岡崎市災害時要援護者支援制度について～

障がい者15名を自治会の集会場に避難させ、危険が回避されたとのこと。

岡崎市では、このたび、モデル地区の市民の協力を得て、岡崎市災害時要援護者支援制度についての冊子を1,300冊発行し、町防災防犯協会長や民生委員などに配布しました。市のホームページからも入手することができます。皆さんぜひ参考に見てはいかがでしょうか？

<http://www.city.okazaki.aichi.jp/menu7017.html>

平成20年中の危険物に係る事故の概要

危険物保安室

消防庁では、各都道府県から報告される「危険物に係る事故報告」に基づき、毎年その概要を取りまとめ公表しています。

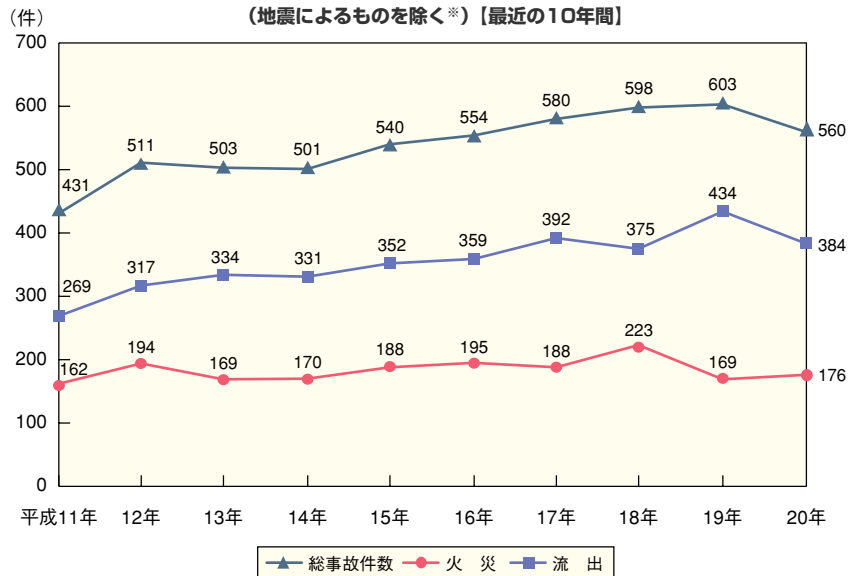
平成20年中に発生した危険物施設における火災・流出事故件数は、火災事故が177件（岩手県沿岸北部を震源とする地震による1件を含む。前年169件）、流出事故が386件（岩手・宮城内陸地震による1件、岩手県沿岸北部を震源とする地震による1件を含む。前年443件）で合計563件（岩手・宮城内陸地震による1件、岩手県沿岸北部を震源とする地震による2件を含む。前年612件）となっており、火災件数は増加に転じたものの、流出件数は減少し、合計では前年から49件の減少となっています。特に屋外タンク貯蔵所における流出件数は、昨年より47件減少しています。

これらの事故の発生原因について、火災事故では「維持管理不十分」が41件（前年51件）であるなど人的要因に係る原因が上位を占め、流出事故では「腐食等劣化」が156件（前年167件）と事故原因の第一位で大きな割合を占めています。

なお、事故件数の減少をその原因別にみると、「維持管理不十分」が39件の減少、「操作確認不十分」が22件の減少など、人的要因に係る原因の事故の減少が大きくなっています。

詳しくは、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp>)をご参照ください。

危険物施設における火災・流出事故件数
(地震によるものを除く*)【最近の10年間】



※平成12年鳥取県西部地震、平成15年宮城県北部を震源とする地震及び北海道十勝沖地震、平成16年新潟県中越地震、平成19年能登半島地震及び新潟県中越沖地震、平成20年岩手・宮城内陸地震及び岩手県沿岸北部を震源とする地震による事故件数を除く。

平成20年中に発生した危険物に係る事故の概要

区分	事故の態様 発生件数等	危険物に係る事故 発生件数	火災			流出事故			その他 発生件数		
			発生件数	被害		発生件数	被害				
				死者数	負傷者数		損害額 (万円)	死者数		負傷者数	損害額 (万円)
危険物施設		704	177	1	58	570,385.0	386	1	16	62,617.0	141
危険物施設以外	無許可施設	6	3	1	1	1,214.0	3	0	1	9.0	0
	危険物運搬中	22	5	0	3	98.5	17	0	0	1,224.0	0
	仮貯蔵・仮取扱い	2	0	0	0	0.0	2	0	0	1.0	0
	小計	30	8	1	4	1,312.5	22	0	1	1,234.0	0
合計		734	185	2	62	571,697.5	408	1	17	63,851.0	141

平成21年春の消防関係叙勲並びに褒章伝達式

総務課

平成21年春の叙勲伝達式（5月18日(月)、ニッショーホール）、第12回危険業務従事者叙勲伝達式（5月13日(水)、日本青年館大ホール）並びに平成21年春の褒章伝達式（5月19日(火)、虎ノ門パストラルホテル「葵」）が、それぞれ盛大に挙行されました。なお、このうち、春の叙勲伝達式においては、鳩山邦夫前総務大臣より伝達が行われました。

叙勲を受章された方々は、永年にわたり国民の生命、身体及び財産を火災等から防御するとともに、消防力の強化、充実に尽力され、消防の発展及び、社会公共の福祉の増進に寄与された消防関係者の方々です。また、褒章を受章された方々は、永年にわたり消防防災活動（藍綬）及び消防関係業界の業務に精励（黄綬）し、消防の発展に大きく寄与された方々、並びに災害現場において自己の危険を顧みず人命救助に尽力（紅綬）した方々です。それぞれの受章者数は、春の叙勲566名、第12回危険業務従事者叙勲614名及び春の褒章77名です。

伝達式終了後、受章者及び配偶者は皇居において、天皇陛下に拝謁し、お言葉を賜りました。

なお消防関係者の勲章・褒章別受章者数は次のとおりです。

平成21年春の叙勲

瑞宝小綬章	40名
旭日双光章	2名
瑞宝双光章	121名
瑞宝単光章	403名

第12回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章	445名
瑞宝単光章	169名

平成21年春の褒章

紅 綬	4名
黄 綬	4名
藍 綬	69名



春の叙勲伝達式において鳩山前総務大臣より代表受領される岡本 晃氏



危険業務従事者叙勲伝達式において代表受領される中谷忠義氏



春の褒章伝達式において代表受領される坂元正和氏

緊急消防援助隊情報

平成21年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施上の推進事項

応急対策室

1. はじめに

緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練（以下「ブロック訓練」という。）は、それぞれの部隊の技術及び連携活動能力の向上を図るために、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき実施することとしています。平成8年度から全国を6つのブロックに区分して毎年度実施しており、今年度で14回目となります。

昨年度の訓練は各ブロックとも実戦的かつ地域特性を考慮した内容で、自衛隊・警察・医療機関等の関係機関との連携も確認され、おおむね所期の目的を達成することができました。その一方で、昨年、緊急消防援助隊に関して消防組織法の改正が行われ、新しい要素を訓練に取り入れていく必要もでてきました。

そこで、こうした新しい要素を取り入れ、さらに昨年度のブロック訓練の検証結果を踏まえて「平成21年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施上の推進事項（以下「推進事項」という。）」を作成しました。

今年度はこの推進事項に挙げた訓練項目に基づき、全国の自治体及び消防機関のご協力のもと訓練を実施してまいります。

2. 訓練項目の概要

(1) 初動時における緊急消防援助隊要請訓練

昨年7月に策定された「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱（以下「迅速出動要綱」という。）」を踏まえ、要請から受援に至るまでの一連の手続き・行動を確認することを目的として、次のような訓練を推進します。

ア 緊急消防援助隊の要請、受援に至るまでの一連の情報連絡訓練

イ 実際に使用する通信機器、非常用電源を活用した訓練

(2) 消防応援活動調整本部等設置・運営訓練

受援計画の検証等を目的として、次のような訓練を推



消防応援活動調整本部/指揮支援本部の訓練状況（平成20年度）

進します。

ア 昨年の消防組織法の改正を踏まえた、複数の市町村が被災した場合を想定した消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）の設置・運営に係る図上訓練

イ 部隊参集訓練と連動させ、可能な限り実時間で行う調整本部運営訓練

ウ 調整本部運営訓練をより実戦的にするための、開催県以外の職員をコントローラーとして参加させた訓練

エ 市町村をまたぐ部隊移動に係る訓練

オ 実際に発災した場合に設置される場所での調整本部及び指揮支援本部の設置訓練

カ 発災初期を想定した少人数の職員による調整本部の立ち上げの訓練

キ 実際に使用する電話・FAX・無線等の通信機器を使った調整本部の運営に係る訓練

(3) 参集訓練

迅速出動要綱及び過去の参集訓練における実施結果等を踏まえ、調整本部の設置訓練と連動させて都道府県隊のより効果的な部隊編成及び参集方法を検討し、実地訓練を通じそれを検証することを目的として、次のような訓練を推進します。

ア 調整本部の運営訓練と連動させ、可能な限り実時間



で行う実践的な参集訓練
イ 緊急消防援助隊動態情報システムを活用した受援側都道府県との相互連携訓練

(4) 野営訓練

後方支援体制の充実強化等について検証することを目的として、次のような訓練を推進します。

ア 受援側の負担軽減を考慮した自己完結型の野営訓練

イ 活動してから行う野営訓練

ウ 野営訓練時間を有効活用する夜間訓練や研修会の開催等

(5) 部隊運用訓練

地域の実情に応じた訓練項目を設定しつつ、限られた訓練時間を有効に活用し、より実践に即した訓練とすることを目的として、次のような訓練を推進します。

ア 訓練想定（出動先や要救助者の数・位置等）を事前に明らかにしないブラインド型訓練

イ 限られた訓練時間を有効に活用するための、複数の訓練の同時並行的実施

ウ 活動部隊を複数の都道府県隊で編成した訓練

エ N B C 災害を想定した消防活動訓練

オ 消防防災ヘリコプターによる空中消火訓練（市街

(参考) 重点的に推進する項目

訓練項目	重点推進項目（A：必ず実施すべき項目、B：できる限り実施すべき項目）
部隊参集訓練	○迅速出動要綱の検証【A】 ○部隊参集訓練と消防応援活動調整本部運営訓練の実時間によるリンク【B】
消防応援活動調整本部運営訓練	○消防組織法改正を踏まえた部隊移動の調整に係る検証【A】 ○一層実戦的なロールプレイング方式とするため、コントローラーを開催地以外が担当【B】
野営訓練	○夜間訓練、研修会など野営訓練時間の有効活用【A】 ○「活動してから野営」型訓練の実施【B】
部隊運用訓練	○ブラインド型訓練の実施【A】 ○必要な訓練時間を確保するため同時並行型訓練の実施【A】 ○複数都道府県隊が連携（陸と陸、陸と空）して活動することを前提とした訓練を実施【A】 ○ヘリテレ受信機等を活用した被災地映像収集・伝達訓練、燃料補給車の活用【A】
関係機関との連携	○自衛隊・海上保安庁・医療機関等との連携訓練の実施【A】（自衛隊大型ヘリ空中消火訓練【B】） ○DMATとの連携訓練の実施【A】（被災地外からDMATとともに出動・活動【B】）
その他	○ブロック訓練中の航空消防体制を確保するため、①ブロック内残留機体の指定、②他ブロックからの航空隊参加などの全体調整を実施【A】

地空中消火を想定)

(6) ヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集伝達訓練

消防防災ヘリコプター及び可搬型ヘリテレ受信機等を活用し、初動時における情報収集・伝達・運用体制の検証を行うことを目的として、次のような訓練を推進します。

ア ヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集訓練

イ ヘリテレ映像の地域衛星通信ネットワークによる全国配信訓練

(7) 関係機関と連携した訓練

自衛隊・海上保安庁・警察・医療機関等の防災関係機関と連携した訓練を推進します。

3. おわりに

ブロック訓練も14年目を迎え、2度目の開催地となる都道府県も増えてきました。

今年度も、消防庁と各ブロック実行委員会及び開催地都道府県・市町村・消防本部とが協力・調整を図りながら、より実践的な訓練を行ってまいりたいと考えております。

皆様のご理解とご協力をお願いします。



海上自衛隊と連携した参集訓練（平成20年度）



滋賀県 大津市消防局
消防局長 田中 賢治

歴史薫る近江の湖都…びわ湖大津

大津市は、日本一の大きさを誇る湖『琵琶湖』と自然豊かな比叡、比良の山並み、その狭間に育まれた悠久の歴史と文化に彩られた本州のほぼ中央にある滋賀県の県庁所在地、県都として琵琶湖国定公園の南西部に位置し、東西20.6km、南北45.6kmと細長く、湖岸延長は琵琶湖岸の総延長(約235km)の5分の1以上を占めています。また、市街化区域の接水距離は琵琶湖を取り巻く他都市と比べ、とりわけ長く、都市的な景観やまちの営みが琵琶湖と分かち難く結びついていることが、本市の特徴であり、大きな魅力の一つでもあります。



大津市市街

こうしたことから、我が国随一の『湖都』であり、総面積464.10km²(うち琵琶湖面積90.04km²)、人口33万人を擁する中核市として文字どおり『大きな津(みなと)』と呼ばれ、京の都の玄関口で陸上の主要な街道、湖上交通が集中する要衝として繁栄してきました。

こうしたことからも、我が国随一の『湖都』であり、総面積464.10km²(うち琵琶湖面積90.04km²)、人口33万人を擁する中核市として文字どおり『大きな津(みなと)』と呼ばれ、京の都の玄関口で陸上の主要な街道、湖上交通が集中する要衝として繁栄してきました。

人を結び、時を結び、自然と結ばれる 結(ゆい)の湖都 大津

本市は、天智天皇(667年)が近江大津宮に都を移してから1300年を超える歳月が流れ、琵琶湖を支配する要所として栄え、明治31年10月の市政施行以来幾多の市町村合併を行い、本年4月に中核市へ



水難訓練

と移行しました。そして次世代へ引き継いで行くため、我が国のよき伝統であった『結』を、『協働のまちづくり』の先駆けにとらえて都市像に蘇らせ、『人と人を結び、地域と地域を結び、さらに豊かな自然と結ばれるまち』をまちづくりの指針として、市民、事業者、行政の『三者協働』による将来都市像の実現を目指します。

湖都 大津の防人

当市消防局は、市民の生命・財産・世界文化遺産の『比叡山延暦寺』、紫式部が「源氏物語」の構想を練ったとされる『石山寺』など、各時代を代表する文化遺産が数多くあり、全国で10番目となる『古都』指定を受け、それらの財産を火災や災害等から守り、後世に引き継いで行かなければならない大きな使命があると考



高度救助隊(おおつスーパーレスキュー)

え、平成20年1月に、大規模災害等あらゆる災害に対応すべく高度救助隊(おおつスーパーレスキュー)の発足、さらには増加傾向にある救急需要に対し、本年4月に従来の専任救急隊8隊から専任救急隊9隊へと増隊するなど、消防力の充実強化に努めています。現在、1本部4署2分署4出張所291名の消防職員と1団3方面隊36分団1,248名の消防団員とともに、市民の安全確保を機軸にした諸施策を積極的に展開しています。

結びに

先人から受け継いだ貴重な財産とそれらが創り出す素晴らしい景観を守るとともに、更なる煌きを放てるよう、33万市民の負託に応えるべく、『災害に強い大津のまちづくり』の実現に向け、流汗努力していきます。

楽しく“防火を学ぶ”園児消防見学会を開催

入間東部地区消防組合消防本部

入間東部地区消防組合は去る5月27日と28日、消防訓練場において園児消防見学会を開催しました。見学会には2市1町の26園から延べ1,359名が参加し、職員による着ぐるみの寸劇や消防隊による放水訓練などを見学しながら防火について学びました。この見学会は、幼児期から防災意識を持ってもらおうと始まったもので、今年で32回目。署員の中には子どもの頃にこの会に参加したことがきっかけで消防士を志した職員もいるほどで、今後も園児たちの記憶に残る行事にしていきたいと思っています。



消防隊員の迫力ある放水訓練に歓声を上げる園児たち

水難救助隊が海洋潜水訓練を実施

足柄消防組合消防本部

足柄消防組合消防本部は去る4月24日、5月11日と14日、6月4日の4日間にわたり、小田原市江之浦漁港ダイビングエリアにおいて水難救助隊2隊による海洋潜水訓練を実施しました。これは、管内の丹沢湖や河川で急激な増水による行楽客の水難事故などが発生していることを受けてのもので、無視界、高所潜水対応訓練を主眼に基礎技術と連携要領の確認を目的としました。訓練には延べ35名(うち新任潜水隊員15名)が参加し、機材の脱着、無視界潜水、緊急浮上などの潜水技術を磨きました。



無視界状態の中で要救助者を救出

消防通信 望楼 ぼうろう

自衛消防業務新規講習を開催

徳島市消防局

徳島市消防局は去る5月20日、21日、26日、27日の4日間、自衛消防業務新規講習を開催しました。講習には、県内の受講対象事業所から41名が参加し、防災管理や自衛消防組織に関する講義のほか、防災設備の取扱い訓練などを受講しました。災害時における総合訓練の一環の救助訓練では、受講者が訓練想定に沿って統括管理者や救出・救護班の各役割でダミー人形の救出活動を実施。実災害さながらの訓練を経験したことで、自衛消防活動の内容をより具体的に理解することができました。



ロッカーの下敷きになった人を救出する受講者

住宅用火災警報器の設置啓発Tシャツを作製

伊万里市消防本部

伊万里市消防本部では、平成23年5月末を期限とする住宅用火災警報器の設置義務化まであと2年となったことから、更なる設置推進を図るため、啓発Tシャツを作製しました。勤務時間中はもとより、隊員のトレーニング時など事あるごとに着用し、動く広告として活躍しています。背中には「あなたの命を守ります 住宅用火災警報器」の文字が、胸には伊万里市のPR防火キャラクターである「キュートくん」が表してあり、今後も職員一丸となって住宅用火災警報器の設置を推進いたします。



紺地に白の「住宅用火災警報器」の文字が映える

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

■ 幹部科 (第15期)

消防大学校では、消防本部の中核の階級である消防司令を中心に、上級幹部として必要な総合的教育を行い、幹部職員としての能力向上を図るため、平成21年度中に幹部科(15期～19期)を開催します。

今回紹介する幹部科第15期(29名)は、新年度を迎えた4月8日桜が咲き誇る中、消防大学校の門をくぐりました。研修生は、入校前約4か月にわたるe-ラーニングによる事前教育を修了した後、32日間の全寮制の集合教育を終え、5月28日に全員が無事卒業されました。

幹部科のe-ラーニング教育は、インターネットによる通信教育で、消防の基礎的教育を入校前に修了した後、集合教育によるより高いレベルの教育を受講するよう平成18年度から導入した制度です。

今回卒業した第15期生は、更新コンテンツを含め27科目約51時間の個別研修を受講しました。研修生からは、「繰り返し何度も学習でき、有意義な事前教育であった。」との意見が多く、平成20年度に幹部科卒業生に対して行った「幹部科教育に対する実態調査」でも、「職場の同僚や部下職員にも是非受講させたい。」と高く評価されています。

消防大学校の集合教育は、消防法制の改正点や最新の行政動向、危機管理や部下指導の講義、危機管理センターの視察等のほか、いつ発生してもおかしくない大規模地震に対する守りを固めるべく、消防組織の運営手法や緊急消防援助隊の受援・応援要領などの訓練に重点を



指揮シミュレーション風景



課題・事例討議の風景



図上訓練の風景



指揮訓練の風景



置いた、上級幹部として必要な知識及び能力を総合的に修得することを目的とした総合教育学科となっています。

指揮訓練では、昨年10月1日未明に大阪市で発生した個室ビデオ店火災や、入校直前の本年3月19日深夜に多数の死傷者が発生した渋川市の老人ホームでの火災を念頭に、大隊長以下各隊員は、「災害による被害を最小限に止める。」という、消防の使命を果たすため、緊迫感のある熱の入った訓練となりました。このほか、社会情勢の変化に対応した火災危険度の高い小規模施設を含

め、複雑多様化・大規模化する災害に的確に対応するため、消防幹部の災害対応能力の向上や関係機関との連携能力を高め、多様な災害に対応した高度な指揮活動を行えるよう、図上訓練や指揮シミュレーション訓練等を繰り返し実施しました。

演習では、各本部で抱えている行政課題や担当業務の問題点を整理し、課題解決の方法を探るとともに、グループによる熱気にあふれた議論を重ね、各研修生が選

んだ課題について、課題解決の方法を示した「消防職員のための課題解決集」を作成することができました。

また、新型インフルエンザ対策として、消防大学校から感染者を出さないよう各個人はもとより各学科ごと、健康管理を特に注意した研修を行いました。

今後、消防大学校の研修で修得した幅広い知識・技術を発揮し、地域の安心と安全のため、更なる活躍をされるよう期待しています。

新任消防長・学校長科 (第7期・第8期)

今年度の新任消防長・学校長科は、第7期(24名)を平成21年4月20日から5月1日まで、第8期(73名)を同年5月11日から5月21日まで実施しました。

当科は「従前消防吏員でなかった者」に対して、消防本部・消防学校のトップとして必要な知識及び能力を総合的に修得することを目的としています。

教育訓練の内容は、消防庁長官、国民保護・防災部長、消防庁審議官から国における最新の消防・防災行政についての講話をはじめとする消防行政全般のほか、危機管理、指揮訓練などです。座学では、救急業務など近年の消防が抱える諸課題について、実科訓練では、消防隊員の現場活動を理解するため活動用資機材の装備体験訓練を実施するなど、短期間で即効性のある研修となる内容を積極的に取り入れました。

教育訓練を終えた研修生からは、「消防長として、消防業務をイメージすることができた。」「研修を通じて、



実科訓練(想定訓練)

消防業務の重要性、消防長としての職責の重さをあらためて痛感し、充実した研修であった。」などの意見が寄せられました。

今後、消防大学校で学んだことを活かし、消防本部・消防学校のトップとして活躍されることを祈念します。



指揮シミュレーション訓練



がけ崩れの生き埋め災害への対応技術

昭和47年7月5日高知県繁藤地区で、豪雨をきっかけに民家の裏山が崩れ、消防団員1名が生き埋めになりました。消防団が捜索救助にあたりましたが、その最中、初めの災害から約4時間後に大きな山崩れが発生し、消防団員や住民60名が亡くなるという二次災害になりました。

平成16年新潟県中越地震の92時間後に、崩壊した岩盤の堆積物の中から1名の男児を生存救出したという事例は記憶に新しいところです。その際には、二次災害の危険度の評価と管理のため独立行政法人土木研究所から2名の研究員が派遣され、安全に活動を進めることに貢献されました。危険度管理は主に目視による異常検知でしたが、監視隊員の配置や注目すべき事柄について現地指導されました。

がけ崩れなどの土砂災害では、壊れた後の崖やその後ろの山が崩れてこないかどうか、注意が必要です。

雨をきっかけにした災害の場合には、雨がさらに深いところへ浸透して、初めのがけ崩れよりも大きく山が崩れることがあります。地震をきっかけとした場合には、余震によるもののほか、地下水の流れの変化や土の強度低下による崩れに注意が必要です。また、いずれの場合

でも、崩れたところよりも上の斜面には、多くの亀裂ができて、崩れ残っている場所があることが多く、これらがボロボロと落ちてくることもあります。

生き埋め者の捜索救助のため崩れ落ちた土砂の中に入場する場合には、そのようなものが落ちてこないか、また、より大規模な崩れが生じないかに注意が必要です。ゆっくり動く性質のある地質、かつてすべったことのある場所(地すべり地)、地下水の多い地域では、このような現象が起きやすいので、特に注意が必要です。災害前から、管内で発生しそうな土砂災害の特徴についての情報を県の担当部局(砂防や治山)などから入手しておくとい良いでしょう。

多くの場合、斜面が壊れる前には、その前兆として表面の形状が少しずつ変化します。

がけ崩れがさらに大きくなる兆しを知るために最も単純な方法としては、崖からの落石が続くかどうか調べるという方法があります。落石の発生を記録していき、それが増えてきたら非常に危険な兆候です。

より正確に斜面が変化していないかどうか知るため、あるいは目視では対応できないような場合には、伸縮計という機械を使うことがあります。これは、亀裂などを

またいで2本の杭を地面に打ち込み、その間に伸び縮みにくいワイヤーを張り、杭が離れたり近づいたりするのを測るものです。精度が高く、設置も容易なので、崩れる恐れのある斜面で工事をする際などによく用いられます。

筆者が言うまでもないことですが、消防機関には第一対応者として、救助者自身の危険

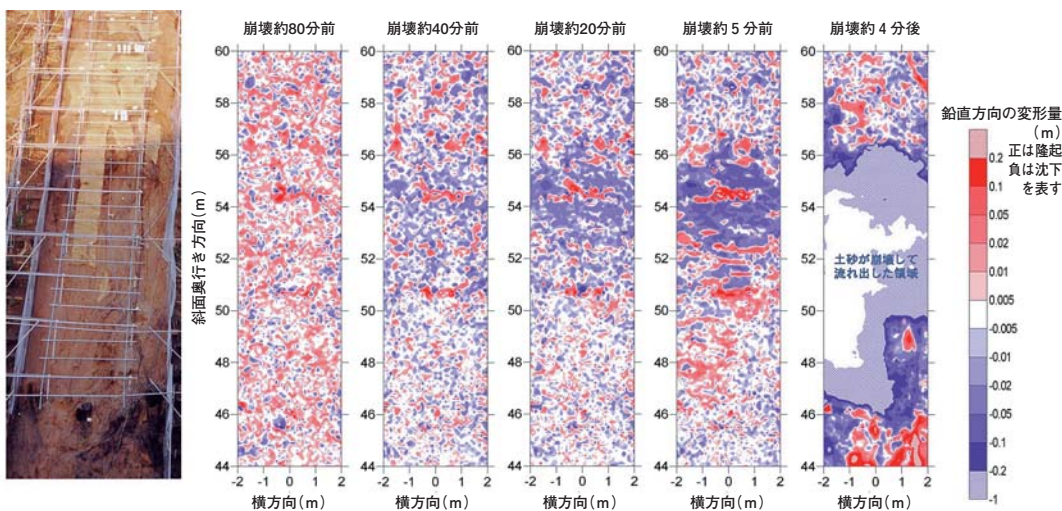


図 自然斜面の人工降雨による崩壊実験の崩壊後の斜面(一番左の写真)、崩壊前の変形の様子(中の4つの図)、崩壊後の地形変化(一番右の図)

性を最小限にしつつ、要救助者の救命の機会を期待されています。そのためには、迅速で正確な危険度の評価と管理が必要です。

消防研究センターではそのような観点から、土砂災害地の二次的な崩壊を監視する手法を研究開発しています。先に述べた伸縮計は汎用性の高いものですが、設置のために人が崖の上で作業をしなければいけないこと、設置した場所だけの情報しか得られないため設置場所を十分に選ばなければならないことなど、消防活動では使いにくいものでした。

そこで、私達は、レーザースキャナという測定装置を利用することを考えました。

この機械は、離れたところからものの表面の形状を測るものです。この機械を崖から少し離れた場所に設置して崖を測定すると、形がリアルタイムで分かります。それを繰り返すと崖の形がだんだん変わっていないかどうか、知ることができます。

現在も研究開発を進めていますが、これまでに、近い距離(50m位)であれば、崖のどこで変化が発生し、それが続いているのかどうか知ることができるようになりました。

前頁図は自然斜面の崩壊実験で観測された斜面の前兆変形の様子です。崖の上の草を取り除き、地上2mの高



写真 岩手・宮城内陸地震によるがけ崩れ救助地点の状況
活動地点上方にある急な部分の転倒が懸念された。

さにパイプを組んでシャワーノズルをたくさんつけ、水をまいたところ、水をまき始めてから6時間後に崖が崩れました。崩れる前の崖の形の変化を図では色で表しています。赤いところは斜面が盛り上がりしてきたところ、青いところは沈んだところ。左から右に時間が経っていくと、変形が進んでいく様子が見えます。変形が起こった場所を囲むように最後の図の灰色で示した範囲が崩れ落ちました。

この手法は測定装置、ノートPC、バッテリーで構成されているので、現場に搬入後、結線して用います。測定範囲とどのくらい詳しく測るかを決めるのにノウハウが要りますが、測り始めてしまえばリアルタイムで図のような変形の監視が可能です。近くで目視できない場所がある場合や夜間、どの範囲が落ちてくるか絞り込みができない現場などでは特に有効と考えています。

昨年の岩手・宮城内陸地震によるがけ崩れ救助地点(写真)においてこの機材を運用しようとしたのですが測定距離が不足していたことから、現在、測定距離が長い装置(300mを目標にしています)にこの手法を当てはめるために必要な、機械のわずかなブレを補正する機能や精度を向上させるデータ処理方法について開発を進めています。

(地震等災害研究室)



レーザースキャナによる崩壊地の遠隔観測のイメージ



9月1日は防災の日です 防災訓練に参加しましょう ～災害に備え、防災知識の向上をめざす～

応急対策室

我が国では、毎年のように地震、台風、集中豪雨などの自然災害が発生し、各地で多くの被害が出ています。中でも、平成7年に発生した阪神・淡路大震災は、6,434人の犠牲者を出し、私たちに災害の怖さと多くの教訓を残しました。その後も平成16年の新潟県中越地震をはじめ、平成17年の台風に伴う大雨による風水害、同年12月からの大雪による被害、平成19年の能登半島地震、新潟県中越沖地震、昨年の岩手・宮城内陸地震など多くの自然災害が発生し、我々の日常生活を脅かしています。

また、世界的にみても、昨年に発生したミャンマーのサイクロン、中国四川省を襲った大地震は、それぞれ死者・行方不明者が数万人規模という甚大な被害を出し、我が国としても対岸の火事として見過ごすことはできません。

さらに、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震などの大規模地震発生への切迫性が指摘されています。

このような状況の下、被害を最小限に抑えるためには、国民一人ひとりが災害に対する正しい知識を身につけ、いざという時に落ち着いて的確な行動をとることが重要であり、そのためにも、各地方公共団体、企業、地域コ

ミュニティなどで行われる防災訓練に積極的に参加することが効果的です。

防災訓練では、被害想定に基づいた避難訓練、初期消火訓練、応急救護訓練、地震体験など、実践的な対応を経験することにより、一人ひとりが災害に備えての対応策を身につけることができます。特に、いつ起こるかかわからない地震に対する備えは、平日頃からの防災訓練などによって培われるものといえます。

国や地方公共団体では、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に防災訓練を行いますので、積極的に参加し、防災行動力を身につけましょう。

*防災訓練の日程は地域によって異なりますので、詳細はお住まいの地方公共団体にお問い合わせください。

地域で行われる防災訓練へは、“いざという時どうするか”という心構えで参加体験し、家族みんなで防災について話し合しましょう。

<防災についての話し合いの要点>

- 1 非常脱出口の確保など、身の安全に関すること
- 2 非常持ち出し品の準備、避難場所までの順路の確認など、避難する時のテクニック
- 3 消火器の正しい使い方などの習得、冷静に火災を防ぐこと
- 4 正しい情報の入手方法
- 5 軽いけがの処置など、協力して行う応急救護の方法
- 6 地域住民等で協力して行う救出活動の方法
- 7 避難前の安全確認
- 8 家族や近隣の人の安否を確認する方法
- 9 周囲の危険箇所の確認
- 10 行政や消防署の役割、自分たちでできることの確認

<メモ> 9月1日は、14万人以上の死者、44万棟以上の家屋焼失という被害を招いた関東大震災（大正12年）が発生した日です。

住民参加による防災まちづくりの推進

防災課

災害による被害を最小限にとどめるためには、防災関係機関による防災体制の整備のみならず、住民参加型の防災まちづくりの取組が重要です。

阪神・淡路大震災においては、生き埋めや閉じ込めから救出された生存者のうち、その大部分は、自力または家族や隣人など地域住民の自助・共助による救出であったという調査結果が出ています。阪神・淡路大震災以降、あらためて住民による自主防災活動の重要性が認識され、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の下に地域に密着した自主防災組織などによる創意工夫に富んだ防災まちづくりが活発に進められています。

消防庁では、阪神・淡路大震災の被害を教訓として、地方自治体、防災関係機関、地域コミュニティや市民組織、企業など、地域における幅広い防災への取組や工夫、アイデアのうち、特に優れたものを表彰し、他の地域に広く紹介することにより「防災まちづくり」を推進することを目的として、平成8年度から「防災まちづくり大賞」を実施しています。

ここでは、今年2月に実施された第13回防災まちづくり大賞から、消防庁長官賞（一般部門）を受賞した東京都国分寺市の泉町三丁目地区連合自治防災会の取組事例を紹介したいと思います。

泉町三丁目地区連合自治防災会（以下、防災会）は、「安心で住みよいまちづくり」を目的として、泉町三丁目を構成する10自治会により昭和58年9月に設立されました。昭和59年に国分寺市と「防災まちづくり推進協定」を締結し、「防災まちづくり推進地区」となって以来、広範囲な地域防災活動を推進しています。防災会には「総務部」「環境改善部」「情報連絡部」「防火対策部」「救出救護部」の5つの専門部が設けられ、これらがそれぞれ確実に機能し、地に着いた活動を行っています。

平常時の具体的な取組としては、昭和60年から毎年継続している地域の危険箇所および消防用設備の点検、また希望者の申請方式により作成した「災害時要救出者名簿」の更新作業（毎年）などを実施しています。昭和59年1月からは「泉町三丁目防災ニュース」を毎月1回以上発行、会員世帯に配布しており、身近な防災情報、国内



防災訓練の様子
（写真提供：国分寺市泉町三丁目地区連合自治防災会）

外の災害の教訓や、消火器（昭和61年から）・住宅用火災警報器（平成18年から）の共同購入についての情報提供等、地域住民の防災意識の啓発を行っています。また、実際の災害に即した防災資機材・防災倉庫の整備や、幅広い年齢層の防災意識を啓発することを目指し、独自の防災訓練や「防災コンクール」などのユニークなイベントを実施しています。このように、防災会は「後世に誇れる安全で快適なまちづくり」を目指して、平常時より地域ぐるみでの防災活動を継続して実施しています。

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震などの大規模地震の発生の切迫性が指摘されている今日、こうした継続的な住民参加による防災まちづくりの取組事例を参考として、各地域で防災まちづくりの取組が一層活発に行われることが望まれています。

過去の防災まちづくり大賞の事例については、下記のURLからご覧になることができます。住民参加による防災まちづくりを推進していくために、是非参考にしてください。

http://www.isad.or.jp/cgi-bin/hp/index.cgi?ac1=IS01&ac2=&Page=hpd_view
（財団法人消防科学総合センターホームページ）
防災まちづくり大賞

花火・火遊びによる火災の防止

予防課

○花火は楽しく安全に遊びましょう

夏の風物詩「花火」。いよいよ子どもたちにとって楽しみな季節となりました。

しかし、気軽に楽しめる花火も、取扱いを誤ると火災や火傷などの事故につながりかねません。実際に平成20年中、花火が原因である火災は、全国で97件発生しています。

火災や火傷などの事故が起こらないよう十分注意し、夏の楽しい思い出にしましょう。

○火遊びによる火災を防止しましょう

子どもの火遊びによる火災は、大人がいない時に発生することが多く、そのため火災の発見が遅れ、火災が拡大する要因にもなります。

また、平成20年中の火遊びによる火災は、1,813件発生しています。

火遊びによる火災をなくすためにも、大人が子どもたちに対して火災の恐ろしさや正しい火の取扱い方法を教える必要があります。子どもの火遊びによる火災が起こらないよう、もう一度、子どもたちと火災の恐ろしさ・火の取扱いについて話し合うようにしましょう。

花火で安全に遊ぶポイント

- ① 気象条件を考え、風の強いときは花火をしない
- ② 燃えやすいものがなく、広くて安全な場所を選ぶ
- ③ 子どもだけでなく大人と一緒に遊ぶ
- ④ 説明書をよく読み、注意事項を必ず守る
- ⑤ 水バケツを用意し、遊び終わった花火は必ず水につける



火遊びによる火災防止のポイント

- ① 子どもだけを残して外出しない
- ②ライターやマッチを子どもの手の届くところに置かない
- ③ 子どもだけで火を取り扱わせない
- ④ 火遊びをしているのを見かけたら注意する
- ⑤ 火災の恐ろしさ・火の取扱い方法についてきちんと教育する

外出先での地震の対処

防災課

地震が発生したとき、被害を最小限におさえるには、一人ひとりがあわてずに適切な行動をすることが極めて重要です。そのためには、皆さんが地震について関心を持ち、いざというときに落ちついて行動できるよう、日頃から地震の際の正しい心構えを身につけておくことが大切です。

今回は、特に外出先での地震への対処について取り上げてみます。

1 住宅地

強い揺れに襲われると、住宅地の路上には落下物や倒壊物があふれます。

- ・住宅地の路地にあるブロック塀や石塀は、強い揺れで倒れる危険があります。揺れを感じたら塀から離れましょう。
- ・電柱や自動販売機も倒れてくる場合がありますので、そばから離れましょう。
- ・屋根瓦や二階建て以上の住宅のベランダに置かれているエアコンの室外機、ガーデニング用のプランターなどが落下してくる場合があります。頭の上も注意しましょう。

2 オフィス街・繁華街

中高層ビルが建ち並ぶオフィス街や繁華街では、窓ガラスや外壁、看板などが落下してくる危険性があります。

- ・オフィスビルの窓ガラスが割れて落下すると、広範囲に拡散します。ビルの外壁や貼られているタイル、外壁に取り付けられている看板などが剥がれ落ちることもあります。鞆などで頭を保護し、できるだけ建物から離れましょう。
- ・繁華街では、店の看板やネオンサインなどの落下・転倒物の危険が特に高くなるため、強い揺れに襲われた際には十分注意しましょう。



3 海岸・川べり

海岸や川べりで強い揺れに襲われたら、一番恐ろしいのは津波です。避難の指示や勧告を待つことなく、直ちに避難しましょう。

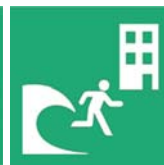
- ・強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸や川べりから離れ、急いで高台や津波避難場所、津波避難ビルなどの安全な場所へ避難しましょう。



津波注意



津波避難場所



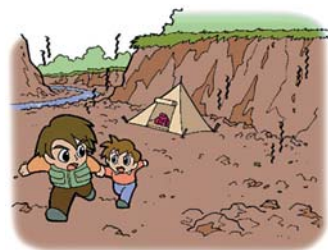
津波避難ビル

- ・ラジオなどを持っている場合は、津波情報を聞きましょう。

4 山・丘陵地

落石に注意し、急傾斜地など危険な場所から遠ざかりましょう。

- ・山ぎわや急傾斜地では、山崩れ、がけ崩れが起こりやすいので、早めに避難するほか、市町村の避難指示等に従い、直ちに避難しましょう。



5 自動車の運転中

急ブレーキを踏めば予想外の事故を引き起こすことにつながります。

- ・道路の左側か空地に停車し、エンジンを止めましょう。
- ・カーラジオで災害情報を聞きましょう。
- ・警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従いましょう。
- ・避難するときは、車のキーはつけたままにし、ドアをロックしないで、徒歩で避難しましょう。



危険物施設における事故防止

危険物保安室

○平成21年度危険物事故防止アクションプランに基づいた事故防止対策

近年、危険物施設（指定数量以上の危険物を貯蔵し、または取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所）における火災（爆発を含む。）と流出事故の発生状況は平成6年を境に増加傾向にありましたが、平成20年中に発生した火災・流出事故件数は、火災が177件、流出が386件で合計563件であり、前年より49件減少しました。しかしながら、その件数は依然高い水準にあり、事故防止対策を推進する必要があります。

この取組の一環として、危険物関係業界団体、消防関係行政機関等で構成された、「危険物等事故防止対策情報連絡会」において、危険物施設における事故原因の傾向等を踏まえ、「平成21年度危険物事故防止アクションプラン」を取りまとめ、全団体・機関で取り組む重点項目を定めました。

●重点項目

1 危険物施設における日常点検の推進

<参考>

日常点検の不備などにより発生した事故

平成20年中の火災事故件数177件中、維持管理不十分によるもの41件（火災発生原因別：第1位）。

平成20年中の流出事故件数386件中、維持管理不十分によるもの24件（流出原因別：第3位）。

2 事故情報の共有による同種事故防止対策の推進

3 従業員、作業員（関連会社含む）に対する保安教育の充実

<参考>

最近の重大火災

発生事業所：A株式会社B事業所

発生年月日：平成19年12月21日

発災施設：危険物製造所

事故概要：関連会社の社員が、エチレンプラント分解炉の配管に設けられていた仕切板の抜き取り作業中、空気駆動弁が開となり、オイルが流出、火災に至った。この事故の原因の1つとして、作業リスクに関する認識が不足していたことが挙げられています。

被害の状況：関連会社の社員4名死亡

4 地下タンク、配管等の腐食・劣化防止対策の推進

<参考>

平成20年中の事故件数

火災事故件数177件中、腐食等劣化によるもの14件（火災発生原因別：第4位）。

流出事故件数386件中、腐食等劣化によるもの156件（流出原因別：第1位）。

危険物施設における事故防止を図るためには、官民一体となり事故防止対策を自主的、積極的に推進していくことが重要であり、「平成21年度危険物事故防止アクションプラン」に基づいた取組が推進されることを期待します。

5月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防危第 78号	平成21年 5月18日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	「土壌汚染環境保全対策事業」による電気防食を行う場合の完成検査に関する協力依頼について
府政防第302号 消防第216号 国河防第 32号 気 企第 31号	平成21年 5月22日	都道府県消防担当主管部(局)長 都道府県土木主管部(局)長	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害応急担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長 国土交通省河川局防災課長 気象庁総務部企画課長	「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の周知徹底について
消防予第236号	平成21年 5月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防法第8条の2の3に定める特例認定に係る運用についての一部改正について
消防危第 93号	平成21年 5月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物施設における事故防止の徹底について

消防庁人事

平成21年 6月 1日付

氏 名	新	旧
加 藤 雅 広	併任 消防・救急課	国民保護・防災部防災課広域応援対策官 併任 消防・救急課救急企画官
河 合 宏 一	総務課課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
阿久津 佑 介	出向（総務省自治行政局地域自立応援課過疎対策室へ）	総務課
佐 藤 弘 和	総務課	総務省自治行政局選挙部政治資金課収支公開室

広報テーマ

7 月		8 月	
①台風に対する備え	防災課	①防災訓練への参加の呼びかけ	応急対策室
②住民自らによる災害への備え	防災課	②住民参加による防災まちづくりの推進	防災課
③石油コンビナート災害の防止	特殊災害室	③火遊び・花火による火災の防止	予防課
④電気器具の安全な取扱い	予防課	④外出先での地震の対処	防災課
		⑤危険物施設等における事故防止	危険物保安室